

リスクマネジメント委員会 規定

(目的)

第1条

この規定は、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、ケアハウス、居宅介護支援事業所（以下「各事業所」と言う。）の入所利用者の人権擁護の観点から「健康的で安心・安全な生活を保障する」為の介護の本質を施設全職員で追及し、身体拘束ゼロの介護を実践することを目的として、また、施設での介護事故を未然に防止するとともに、起こった介護事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、入所利用者に最善の対応を提供することを目的とし、円滑な運営を図る為に必要な事項を定める。委員会は香照苑運営会議の諮問機関として、必要な議題を上げるものとする。

(役割)

第2条

委員会の役割は、次の通りとする。

- ア 施設入所利用者に対する緊急をやむを得ない理由で身体拘束を行う場合、その必要性について協議する。
- イ 人権擁護からの観点として身体拘束ゼロの介護実践の啓蒙活動。
- ウ 緊急をやむを得ない理由で入所利用者に対して身体拘束を行う場合、拘束方法の適正・安全性、期間および時間帯、観察の頻度等の指導・助言
- エ 身体拘束の代替となる介護方法等の検討・取り組みの指導・助言
- オ 介護事故発生に関する統計資料の作成と原因分析。
- カ 介護事故防止対策の立案。
- キ 介護事故防止に関する啓蒙活動。
- ク 虐待防止のための措置に関する事項。

(構成)

第3条

- ① 委員会は、施設長が指名する次の委員を持って構成する。
 - ア 委員長
 - イ 副委員長
 - ウ 委員
- ② 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。なお、任期途中で欠員が発生した場合は、補欠委員から充当し、その任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条

- ① 委員会の開催は、毎月1回とする。
- ② 委員長が必要と認めた場合は臨時に開催する。
- ③ 委員長は、特に必要と認めた時には、委員以外のものを出席させ、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。

附則

「身体拘束廃止委員会」、「介護事故防止委員会」を統合し「感染防止委員会」を除外し、新たに「リスクマネジメント委員会」発足に当たり、既存の各委員会規定を廃止し、平成31年4月1日から「リスクマネジメント委員会規定」として施行。令和6年4月1日から「虐待の防止の対策を検討する委員会」を含む。

平成31年4月1日 改訂実施する

令和3年10月1日 改訂実施する

令和6年5月1日改訂実施する